



島根県報

平成18年 5月30日 (火)
第 1,781 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 2

告 示

救急病院の指定 (医療対策課) 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 3

保安林の指定施業要件の変更 (3件) (森林整備課) 3

道路の供用開始 (道路維持課) 5

道路法に基づく境界地の道路管理協定の成立 (") 5

浸水想定区域の指定 (河川課) 5

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 6

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環境生活総務課) 8

特定調達公告

島根県人事給与システム運用機器(サーバー関連)一式リースに係る随意契約の相手方等 (人 事 課) 9

島根県人事給与システム運用機器(端末、プリンター等)一式リースに係る随意契約の相手方等 (") 9

島根県人事給与システムにおける運用管理保守業務委託に係る随意契約の相手方等 (") 10

雑 報

平成18年度消防設備士試験の実施 (消防防災課) 10

公布された条例等のあらまし

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則(規則第63号)

1 規則の概要

(1) 情報通信の技術を利用する方法による手続等を指定することとした。(第16条関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年 6月 1日から施行することとした。

規 則

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第63号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成10年島根県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「隠岐支庁又は総務事務所」を「県政情報コーナー」に改める。

第18条中「第6条第3項」を「第7条第3項」に改め、同条を第19条とする。

第17条中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第15条の次に次の1条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法による手続等の指定）

第16条 条例第6条の規則で定める申請、縦覧、通知、届出、提出、閲覧及び交付（以下この条において「手続等」という。）は、次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表の右欄に掲げる手続等とする。

規 定	手 続 等
法第29条第1項	事業報告書等の提出

附 則

この規則は、平成18年 6月 1日から施行する。

告 示

島根県告示第622号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認めため、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成18年 5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	所 在 地	認 定 期 間
津和野共存病院	鹿足郡津和野町森村口141	平成18年 6月 1日から 平成21年 5月31日まで

島根県告示第623号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年 5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 おおの福祉会	通所介護	社会福祉法人 おおの福祉会 通所介護事業所 大野の郷	松江市大野町167番地	平成18年 5月18日

島根県告示第624号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 SWAN	通所介護	スワン・デイサービス	松江市浜乃木 3 丁目 3 番26	平成18年 5月18日
	介護予防通所介護			

島根県告示第625号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年 5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
 浜田市旭町坂本イ865 - 3 ・ イ865 - 4 ・ イ867 - 6 ・ イ867 - 8 ・ 金城町小国八391 - 1 ・ 八391 - 2 ・ 八392 - 1 ・ 八392 - 32から八392 - 34まで（以上 2 大字10筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第626号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 に

において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡津和野町左鏡字立山2225 - 18
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ㊦ 主伐は、択伐による。
 - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町蓼野1552 - 1
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ㊦ 主伐は、択伐による。
 - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第627号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町柿木村木椴谷838 - 44
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第628号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町上野989番地先から同501番13地先まで	メートル 1,270.00	平成18年 5月30日	県央県土整備事務所	

島根県告示第629号

道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項の規定により、境界地の道路の管理の方法について協議が成立したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、告示の日から島根県土木部道路維持課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成18年 5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 道路の種類及び路線名
一般国道375号
- 2 道路の区間
広島県三次市作木町伊賀和志から島根県邑智郡美郷町上野まで(以下「両国トンネル」という。)
- 3 関係道路管理者の氏名及び住所
広島県 広島県知事 藤田雄山
広島県広島市中区基町10番52地
- 4 管理の方法
 - (1) 両国トンネルの共同設備は、島根県(以下「甲」という。)及び広島県(以下「乙」という。)が共同管理し、これ以外の管理は県境をもって分界点とする。
 - (2) 両国トンネルの共同設備の管理は、甲及び乙が国土交通省から管理を引き継いだ日から平成21年3月31日までの間は甲が行うものとし、以降3年ごとに甲乙が交互に行う。
 - (3) (2)により甲又は乙がその区域外にわたって道路を管理する場合において、これらのものが本来の道路管理者に代わって行うことのできる権限は、道路管理者の権限のうち、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第5条各号に掲げるもの以外のものとする。

島根県告示第630号

二級河川神戸川水系神戸川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第3項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第1号の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び出雲県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成18年5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第631号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 福浦
- 2 土地の表示

- (1) 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた区域
- (2) 次に掲げる地番の土地に存する標柱12号から23号までを順次に結んだ線及び標柱12号と23号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町南方深浦1947番1	1号から3号まで
” ” 1971番	4号
” ” 1975番1	5号から6号まで
” ” 1977番1	7号
” ” 1978番	8号
” 南方福浦1984番	9号
” ” 1986番	10号
” 南方深浦1947番8地先道路敷	11号
” 北方福浦1550番3	12号から13号まで
” ” 1551番4	14号から15号まで
” 北方堂ノ奥1565番15	16号
” ” 1564番1	17号から18号まで
” ” 1563番	19号
” 北方福浦1561番	20号
” ” 1560番	21号
” ” 1556番	22号
” ” 1538番	23号

- 1 区域の名称 白崎
- 2 土地の表示

平成6年6月17日島根県告示第604号で指定した標柱5号から6号までを結んだ線、標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱23号を結んだ線及び標柱6号と標柱23号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町飯田矢谷3番	23号

- 1 区域の名称 江田下

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から11号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市匹見町匹見イ 7 番	1号から 2号まで
" イ1365番 1	3号
" イ1368番 1	4号
" イ55番 8	5号
" イ2169番 1	6号
" イ60番 3	7号
" イ55番 3	8号
" イ38番	9号
" イ36番	10号から11号まで

1 区域の名称 菱浦 6

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から11号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡海士町福井777番 3	1号から 5号まで
" 782番 5	6号
" 782番 4	7号
" 782番 2	8号
" 777番 3	9号から10号まで
" 777番 1	11号

1 区域の名称 佐波 2

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から14号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と14号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市島根町加賀2071番	1号
" 2071番地先	2号
" 2063番 1	3号
" 2057番 3	4号
" 2053番 2	5号
" 5422番 1	6号
" 5422番 1 地先	7号
" 5421番 2 地先	8号
" 2055番地先	9号
" 5417番 1 地先	10号
" 2057番 2 地先	11号

"	2063番1地先	12号
"	2076番	13号
"	2075番	14号

- 1 区域の名称 佐波3
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市島根町加賀2100番	1号
" 2102番2	2号
" 5614番	3号
" 5613番	4号
" 5612番	5号
" 5609番	6号
" 1992番	7号
" 2077番1	8号
" 2080番	9号
" 2092番	10号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月18日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 奥出雲青山クラブ

- 3 代表者の氏名
藤原友征

- 4 主たる事務所の所在地
島根県仁多郡奥出雲町上阿井764番地

- 5 定款に記載された目的

この法人は、奥出雲の自然を愛する人々に対して、都市住民との交流をはじめとした、農山村の活性化に資すると思われる各事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

- 6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

- 7 縦覧期間

申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

東部県民センター雲南事務所（雲南合同庁舎 1 階）

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成18年 5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

島根県人事給与システム運用機器（サーバー関連） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町 1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

N E C リース株式会社 東京都港区芝 5 丁目29番11号

5 随意契約に係る契約金額

21,270,399円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成18年 5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

島根県人事給与システム運用機器（端末、プリンター等） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町 1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

N E C リース株式会社 東京都港区芝 5 丁目29番11号

5 随意契約に係る契約金額

5,379,557円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成18年5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

島根県人事給与システムにおける運用管理保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 随意契約に係る契約金額

34,965,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定に基づき公示する。

平成18年5月30日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類

- (1) 甲種消防設備士試験
- (2) 乙種消防設備士試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成18年8月20日（日） 午前の試験 8時30分から
 午後の試験 12時45分から

(2) 試験の場所

松江市及び浜田市

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

(2) 受験願書受付期間

平成18年 6月22日から 7月 6日まで(郵送の場合は、 7月 6日までの消印のあるものに限って受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験にあつては3,400円を所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、東部・西部県民センター(事務所)、各地区消防本部

(郵送により請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「消防設備士試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型 2号封筒を同封すること。)

(2) 問合せ先

〒690 - 8887

松江市大輪町420 - 1 島根県大輪町団体ビル 2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

(電話0852 - 27 - 5819)

